

設備区分	設備種別	規格	概要	省エネ性能に関する基準
空調・換気設備 (更新のみ対象)	業務用エアコン	JIS B 8616(パッケージエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、空気の循環によって冷房(暖房を兼ねるものを含む。)を行う。主として業務用の建物に用いられるように設計・製作されたエアコンディショナ(冷房専用、冷房・暖房兼用及び冷房・電熱装置暖房兼用の総称)であって、電動式の圧縮機、室内・室外熱交換器、送風機などを一つ又は二つのキャビネットに収納したもので、空冷式のもの及び水冷式のものうち、定格冷房標準能力が56kW以下のもの	省エネ基準達成率100%以上(※)
	一般用エアコン	JIS C 9612(ルームエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、冷房、並びに空気の循環及び除塵を行うルームエアコンディショナ(暖房を兼ねるものを含む。)であり、圧縮式冷凍機・送風機などを一つのキャビネットに内蔵した一体形で定格冷房能力が10kW以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを二つのキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に一台の室内機を接続した定格冷房能力が10kW以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを三つ以上のキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に二台以上の室内機を接続した定格冷房能力が28kW以下のもの。	省エネ基準達成率100%以上(※)
	換気装置(熱交換型)	JIS B 8628(全熱交換器)で定める全熱交換器単体又は全熱交換・換気ユニット	居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱(霜取りを除く。)、冷却、加湿又は除湿部を除いた、給気及び排気の間で空気中の熱及び水分の交換を行う。空気対空気の熱交換器を備えたもの。	熱交換率(全熱交換効率)60%以上
照明設備 (更新のみ対象)	業務用LED照明器具(人感センサー付きのものを含む)	JIS C 8106(施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具)で定める施設用LED照明器具	施設の全般照明に使用する入力電圧が交流300V以下の差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどの接続器を使用しないで、電源の電線を接続するLED光源を主光源とする照明器具及びライティングダクトに接続するためのプラグをもつライティングダクト用のLED光源を主光源とした照明器具(特殊用照明器具、移動灯器具、道路及び街路照明器具・投光器、電球形LEDランプを使用した照明器具を除く)	省エネ基準達成率100%以上(※)
	一般用LED照明器具(人感センサー付きのものを含む)	JIS C 8115(家庭用LED照明器具・家庭用蛍光灯器具)で定める家庭用LED照明器具	主として家庭で用いる入力電圧が交流100Vの電源に差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどによって容易に接続できるLED光源を主光源とする照明器具(防水照明器具、移動灯器具、電球形LEDランプを使用した照明器具を除く)	省エネ基準達成率100%以上(※)
冷蔵・冷凍設備 (更新のみ対象)	業務用冷蔵・冷凍庫	JIS B 8630(業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫—特性及び試験方法)で定める業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	密閉形圧縮機冷却装置と貯蔵室を構成する箱体とを一体とした定格内容積2,000L以下で汎用性のある量産された業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫(電気以外のエネルギー源で動作する業務用冷却機器を除く)	省エネ基準達成率100%以上(※)
	一般用冷蔵・冷凍庫	JIS C 9607(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫)で定める家庭用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	圧縮式冷凍機と貯蔵室とで構成する箱体を一体とした定格内容積800L以下の家庭用電気冷蔵庫及び定格内容積600L以下の家庭用電気冷凍庫	省エネ基準達成率100%以上(※)
	冷凍・冷蔵ショーケース	JIS B 8631-1(冷凍・冷蔵ショーケース—第1部:用語)で定める冷凍・冷蔵ショーケース	食品の販売及び陳列のために収容した冷蔵又は冷凍食品を規定の温度範囲内に維持することができる。冷凍・冷蔵システムで冷却されたショーケース(冷凍・冷蔵自動販売機、移動販売若しくは類似の非小売り用として意図したショーケースを除く)	省エネ基準達成率100%以上(※)
	冷凍・冷蔵ユニットクーラ	JIS B 8626(冷凍用ユニットクーラ—冷凍能力試験方法)で定めるユニットクーラであり、冷凍用・空気調和用のもの	冷媒液・ガス熱交換器付きを含む、冷却管内で冷媒を蒸発させて管外空気を冷却する工場組立ユニットで、空気を強制循環させる送風機をもつ冷凍用又は空気調和用のユニットクーラ	冷却能力(kW)/消費電力(kW)20.0以上(標準定格試験条件)
産業用モータ (更新のみ対象)	電動空気圧縮機(エア・コンプレッサー)	JIS C 4034(回転電気機械)で定める電動機から構成される圧縮機であり、インバータ制御の機能を有するもの	インバータ制御の機能を有するモータ単体、ポンプ、送風機及び圧縮機	省エネ基準達成率100%以上(※)
車両 (新設・更新共に対象)	EV・PHV(電気自動車(車載型蓄電池))	CEV補助金の補助対象車両・対象設備	・CEV補助金又は商用車等の電動化促進事業の補助対象車両であること ・太陽光発電設備(原則自己所有)が設置された、飯田市内の建物等の所在地を使用の本拠とするものであること ・使用の本拠とする建物等にV2H・V2B充電設備を設置すること ・飯田市災害時協力登録車制度に3年以上登録すること	外部給電機能を有し、V2H等充電設備との併用により、蓄電池としての利用ができること
充電設備 (新設のみ対象) 更新・増設は対象外	V2H	CEV補助金の補助対象車両・対象設備	・太陽光発電などの再生可能エネルギーを蓄電する電気自動車等から給電を行うものであること ・経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助の対象となる設備であること	導入される設備の使用によりエネルギーコスト削減効果が見込まれること
	V2B	CEV補助金の補助対象車両・対象設備	・太陽光発電などの再生可能エネルギーを蓄電する電気自動車等から給電を行うものであること ・事業者が自ら有する事務所、工場等に給電することを目的に設置される設備であること	導入される設備の使用によりエネルギーコスト削減効果が見込まれること
発電設備 (新設のみ対象) 更新・増設は対象外	太陽光パネル及び付属設備	JIS C 8960(太陽光発電用語)及びJIS C 8905(独立形太陽光発電システム通則)で定める独立形太陽光発電システム又は系統連系形太陽光発電システム	(独立形太陽光発電システム) 商用電力系統から独立して電力を供給するものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置(太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置) (系統連系形太陽光発電システム) 商用電力系統に接続し、電力の送出及び受取を行うものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置(太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置)	[出力1kW以上に限る] [発電する電気の50%以上を自家消費するものに限る]
蓄電設備 (新設のみ対象) 更新・増設は対象外	蓄電池及び付属設備	リチウムイオン蓄電池 JIS C8715-1、JIS C8715-2 リチウムイオン蓄電池以外 平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格	上記太陽光発電システムによって発電された電気を蓄電するための蓄電池及びこれに附属する装置であり、平時において充電を繰り返すことを前提とした設備であること。(停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。)	[蓄電容量1kWh以上に限る]

※エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく省エネ基準がない場合は、エネルギー効率(通年エネルギー消費効率、固有エネルギー消費効率(発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等)が更新前の設備より高くなっていること。